

報 廣 あかいかいけ

発行所 赤池町役場 編集 赤池町総務課 大谷孝進 No.108号

町の人口

(10月1日現在)

| | |
|-----|---------|
| 総人口 | 9,076人 |
| 男子 | 4,235人 |
| 女子 | 4,841人 |
| 世帯数 | 2,611世帯 |



秋の味覚ナシちぎり

市場地方のブドウ、ナシはこの土地に適しているとあって栽培も盛んで、品質もよく糖分もつよく、味がよいと好評、近年は北九州地方まで出荷されています。ことしは長雨による病害で作からは昨年より、やや減産であるが、ブドウの出荷は終り、ナシの最盛期に入り、味覚の秋を皆さんの台所にとどけることでしょう。

市場の白川伊之吉さんの農園で

毎月第3日曜日は 家庭の日です

この日は一家団らんで家族揃って家庭でくつろぎ、青少年の考えや、悩みを聞いて、明るい、家庭をつくり子ども達が健康で明るく育つようにつとめましょう。

毎月第1日曜日は 交通安全の日です

交通安全は、家族による話し合いが大切です。日頃から交通安全についての知識を習慣づけることが大切です。

議案「十六件」可決

九月定例町議会

- 昭和四十五年九月定例町議会は九月二十四日、二十五日の二日間開かれ、議案全十六件が可決され、赤池町水道事業については十月を試験期間とし十一月一日より実施されることになった。請願については上部団体に強く要望することになり採択された。
- 一、昭和四十四年度水道事業会計決算認定について
 - 二、昭和四十四年度赤池町立病院事業特別会計決算認定について
 - 三、昭和四十五年赤池町一般会計補正予算
 - 四、昭和四十五年赤池町立病院事業特別会計補正予算
 - 五、昭和四十五年水道事業会計補正予算
 - 六、赤池町議会議務局設置条例制定について
 - 七、赤池町過疎地域振興計画書の議決について
 - 八、町有財産無償貸付について
 - 九、赤池町特別会計設置条例の一部を改正する条例制定について
 - 十、赤池町水道条例制定について
 - 十一、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
 - 十二、赤池町財政調整基金に関する条例制定について
 - 十三、赤池町土地開発基金条例制定について
 - 十四、赤池町水道基金条例制定について
 - 十五、赤池町下水道基金条例制定について
 - 十六、特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 請願 失業対策事業制度の存続と改善を求める請願書

九月定時登録者数

選挙人名簿の登録者数は次のとおりです。

| | | | |
|-------|-------|---------|-------|
| 第一投票区 | | 第三投票区 | |
| 男 | 一、二二六 | 男 | 九二二 |
| 女 | 一、五一八 | 女 | 一、〇一〇 |
| 計 | 二、七四四 | 計 | 二、〇三三 |
| 第二投票区 | | 赤池町有権者数 | |
| 男 | 七四八 | 男 | 二、八八六 |
| 女 | 七四八 | 女 | 三、四九四 |
| 計 | 一、四九六 | 計 | 六、三八〇 |

広報あかいかいは毎月一回発行で回覧板は緊急以外は廃止します。

水道事業

十月から営業開始 料金徴収は十一月から

九月定例議会において、水道条例（水道に関する町の法律）が議決され、十月一日より、この条例に従って水道の水に関する町と利用される住民とのきまりが定まりました。ただし、水道料金の徴収は十一月分の使用水量から徴収することになったため、利用者が実際に料金を支払うのは十二月からとなりますが、今月はこの条例の内容についてお知らせします。

●水道の工事は、水道課または水道課指定工事店へ。水道を新しくつけたり、増設のため家庭にひいてある水道管から散水用の管をのびしたり、蛇口をふやしたり、メーターの位置をかえたり、温水器や湯沸器をつけたり、また水道に関する修繕をするときは必ず水道課か水道課指定の工事店に申しこみ下さい。自分で勝手に工事をしたり資格のない人にたのんだりするときれいな水が汚れる危険がありますので、これは禁止されています。

●水道工事の費用は原則として前金払い。
●水道の水は特別の事情がない限り断水、停止することはないので、日常生活に欠かすことのない飲料水を取り扱いますので、災害、施設

車の駐車を禁止

商店街通りは 申し合せによる

交通問題は国民的な課題の一つに数えられ、交通事故は日増しに増加しています。赤池町内の商店街通りは、近頃車の大型車の通過が目立って多くなり、特に西鉄バスや国鉄バスの定期バスの運行に支障が起き、当会社より、運営上危険があるとの申し入れがありました。その対策として、交通事故の発生を防止し、交通を緩和するため、赤池町交通安全協会や商工会や関係地区住民と協議しました。その結果次の通り駐車しない様に申し合せしました。



で関係者にはご協力下さいますようお願いいたします。

駐車しない区間は次のとおりです。
①武末鍛冶屋より ②本町曲角まで ③居酒屋より赤池駅までの区間は、駐車違反や

●給水装置は水道利用者の財産である。
●家庭内にひいてある水道管はあなたの財産です。管理義務を怠ったため生じた損害は水道利用者の負担となります。

●水道料金、メーター使用料は別表のとおりきまる。
●水道料金は基本、超過に分け、一般家庭用、工場用等に用途別に なっています。メーター使用料は、現在各家庭に取りつけてあるメーターが、耐用年数に達したとき、メーター使用料は、徴収しますがメーター以外のものについては徴収することになりません。

●水道料金は一月ごとに算定します。
●水道課が行う取締についてはいけません。
●各家庭の給水管の検査を致します。
●給水管の材料は合格品でなければいけません。
●水道料金を納めない家庭は、水道の水を停止することがあります。
●次のような場合には過料を取られます。
①料金等を免れようとしたし、不正の行為をしたとき
②職員の仕事妨害をしたとき
③正規の手続をしないで水道工事をしたとき

自主的に駐車しない区間となつています。
●狭い道路での駐車は十分注意したり、道路の不法占用等はない様に気をつけて下さい。「写真は駐車禁止になつた商店街」

危険物の貯蔵や 取扱いは適正に

●秋の訪れとともに火災シーズンを迎えます。石油ストーブや耕運機用の白灯油の取扱いが急増いたします。また混合油、軽油、重油等の貯蔵、取扱いが急増します。少量危険物とは消防法別表に定める数量未満の危険物のことで別添のようなものがあります。別添に掲げない数量

| 類別 | 品名 | 一般に貯蔵 取扱いされている危険物 | |
|-----|----------|-------------------------|-----------------|
| | | 小量危険物として規制される数量 | 許可する数量(必要数量と同一) |
| 第4類 | ガソリン | 20リットル以上 100リットル未満 | 100リットル |
| | ベンジン | 同上 | 同上 |
| | ラッカーシンナー | 同上 | 同上 |
| | 白灯油 | 100リットル以上 500リットル未満 | 500リットル |
| | 軽油 | 同上 | 同上 |
| | 重油 | 400リットル以上 2000リットル未満 | 2000リットル |
| | 潤滑油 | 同上 | 同上 |

以上の貯蔵、取扱いは消防法及び火災予防条例により火災予防の目的から次のような制限がありますので、ご注意ください。
一、消防署または町村役場消防係に届けること。
二、貯蔵または取扱う場所は屋外の場所、周囲に幅二メートル以上（屋外タンクは一メートル以上）の空地を保有すること。
三、屋内の場合は壁・柱・床・天井など不燃材料又は準不燃材料で造られていること。開口部は防火戸を設けること。
四、換気設備を設けること。
五、消火器を一個設置すること。

●夜間の取扱いはできるだけ避けられること。
●消火器を備えること。
●附近、周囲には可燃性物品を置かぬこと。
●一般家庭には次の事項に注意して下さい。
●石油ストーブは倒れにくいものを選ぶこと。
●点火したままの補給は絶対しないこと。
●ストーブに接近して可燃物を置かないこと。
●倉庫から取り出し初めて使用するときは、バルブ等点検清掃すること。
●消火器、水バケツを必ず用意しましょう。
●くわしい事は田川消防署予防課（田川市新町一―一六五 電話二一〇六五〇）にお尋ね下さい。

消費生活相談員 うまれる

●経済の発達とともに私達の生活も大型消費時代となりました。商店の軒先には多種多様な品物が並び、私達の生活は裕福なものになりました。この反面、氾濫した多量の商品の中には有害な品も混っており、私達消費者は大変な迷惑を被っています。

●この程はこのような事態に対処するため、消費者保護法に基づき消費生活相談員を設

郡民体育大会で 木村氏が表彰される



木村氏

●田川郡民体育大会が八月二日添田町で九カ町村の郡民が集ってひらかれました。この席で赤池町体育協会役員（木村伴太郎氏）が体育功労者として表彰されました。

●表彰の理由は昭和三十年に県が市町村に委嘱した体育指導員を六年間、青少年の指導に、以来町が委嘱した体育指導員を八年間、町の青少年スポーツ活動に尽力された功績を認められたもので表彰されました。

●木村氏は体育協会発足と同時に各種競技、大会の開催やスポーツ振興のため、たゆまざる活動を続けてこられました。

行政相談週間 のお知らせ

●役所を相手の苦情や相談や意見があるがどうも関係役に申し出ていくと、どこに申し出たらよいかわからないと云う方は遠慮なく口頭で左記へ申し出下さい。

●赤池町役場の
行政相談員木村伴太郎氏又は福岡市博多駅東二丁目十一番一―九 九州管区行政監察局行政相談所へ申し出下さい。
●なお行政管理局におきましては十月十一日から十七日まで一週間を行政相談週間として、皆様に行政相談の、主旨をよく認識していただくことになっておりますので赤池

田川署へ直通できる 「一一一〇番」

●町ではこの週中の十月十七日の午前九時から午後四時まで赤池町公民館で左記の方たちにより合同相談所を開設いたしますので、心配ごとのある方はご遠慮なく申し出下さい。
一、日時 十月十七日午前九時より午後四時まで

- 一、場所 赤池町公民館
- 二、相談に当たる方々は地元の人権擁護委員 松井 猛 調停員 荒木 利雄 全 太田 達彦 定宗 美義 行政相談委員 木村伴太郎 以上

警察行政相談 はお気がるに

●警察で十月十一日（日）より十月十七日（土）まで行政相談を行います。行政相談の受理は県本部、総務課広報課広報係または各警察署や、もよりの駐在所派出所で行ないます。

●開通が待たれます。この道路の完成によって町の交通事情も緩和されるものと思われれます。この道路は赤池派出所の横からボタ山の下を通り、下高尾、伏原をぬけて小峠に結ばれます。小峠の頂上付近は掘り下げられ、なかなか道路になります。企業の誘致は、ビジョンの段階ですが、このバイパスの開通によって近い将来には誘致されるものと思われれます。

統一地方選挙の 標語募集

●趣旨 明年四月に統一地方選挙が予定されています。地方行政は、私たちの生活に最も身近な公害、道路、教育、衛生などの問題をあつちかっています。

●そのにない手となる人、それにふさわしい人を選ぶために、また住みよい郷土を築き、地方自治の発展を期するため、一般有権者に最もアツピルする選挙標語を広く募集します。

●募集締切 昭和四十五年十月三十一日 当日消印有効

●応募 応募標語は、自作、未発表に限り、官製はがき一枚に一句を記載して下さい。一人二枚までとします。応募のはがきに住所、氏名、年令、職業を明記して下さい。

賞金

- 一等 一人 三万円
 - 二等 三人 各一万円
 - 三等 十人 各三千元
 - 佳作 若干名 記念品
- ただし審査の結果その等級に当たらない場合は、その賞金に相当する金額を、その等以下の等級の数を増加して贈呈します。
- 応募標語の送り先 東京都千代田区平河町二―六 麹町会館内 千一〇二



写真はバイパス工事現場

●着々すすむ
小竹―赤池線
「バイパス道」
昭和四十四年から小竹―赤池線のバイパス道が昭和四十六年度を完成目標に工事が順調にすすんでいます。赤池町の道路事情も日増しに混雑しバス会社から町や、車の所有車に運行上の協力を呼びか

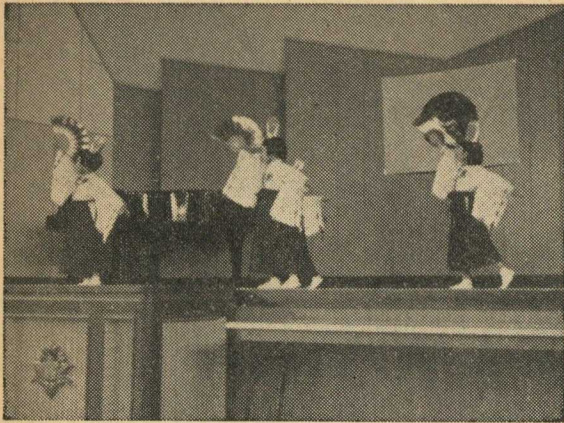
すこぶる元気な お年寄り「三百三人」

(敬老会)

赤池町敬老会は九月十五日赤池町立中学校体育館でひらかれました。この日は該当者七十五才以上「三百三人」を貸切りバス二台と役場の車で中学校体育館へご案内しました。

この日は表彰式のと町内の保育園児の皆さんと婦人会員の皆さんによる踊りを披露していただきました。表彰された方は次のとおりです。

八十五才以上夫婦 (敬称略す)
○加治 虎彦(八十六才) 土野 加治ヤチヨ(八〇才)



写真は 踊りで、お年寄りを慰める保育園児たち

- 大久保喜代太郎(八十六才) 大久保スエ(八十六才)
- 伊藤市太郎(八十一才) 上野 伊藤カツセ(八十才)
- 平元 乙松(八十一才) 上野 平元ヤエノ(八十二才)
- 西郷里嘉造(八十五才) 赤池 西郷里シオ(八十五才)
- 前谷要太郎(八十五才) 赤池 前谷マツ(八十三才)
- 世良 トヨ(九才) 上小路 野添 タツ(90才) 天郷荘 田中 ハツ(90才) 天郷荘 横山 ワツ(89才) 志手 ショウ(89才)

- 川底 ユキ(94才) "
- 田中 ツヤ(92才) 常福
- 田口 キクノ(88才) 上里二
- 世良 馬吉(88才) 上谷
- 小松 セツ(89才) 大浦
- 藤村 アサ(88才) 下組
- 池田 倉吉(94才) 西組
- 中村 正吉(89才) 岩尾組
- 木村 キク(88才) 本町
- 池田 ハナ(94才) 稲荷町
- 讃井 カツ(90才) 東町
- 飯田 サキ(88才) 北町
- 佐藤 イ吉(91才) 県営
- 橋田 ツル(84才) 車道

少年補導員決まる

このほど田川警察署から少年補導員八人が委嘱されました。

補導員の任務は地域の青少年を善導することであり、地区で青少年問題でお困りの方は補導員にご相談下さい。補導は次の方々です。

- 高盛芳雄(上野) 山本宗彦(稲荷町) 岩城辰美(中町)
- 太田敏夫(市場) 森千代子(上野) 藤掛修一(伏原) 平川光俊(市場) 大谷孝進(西ヶ丘)

本年度の活動方針
これまで補導員は、青少年の非行防止や現場補導にためて来ましたが、本年度は、一般住民への理解と認識を深めることから、広報機関を通じて啓発事業と現場補導の二つの柱で推進する方針をたてました。

× × × ×

高等訓練生募る

飯塚総合高等職業訓練所では訓練生を募集しております。

この学校は、職業訓練法に基づく高度の知識と技術とを習得させ、産業界の技術革新に即応する技能者を養成することを目的としています。

一、応募資格
中学(昭和四十六年三月卒業見込者を含む)またはこれと同等以上の学力を有すると認められる者、身体強健であり、かつ将来において産業界の指導的技能者たろうとする者。

- 二、募集人員 十五名
- (イ)機械製図科 十五名
- (ロ)自動車整備科 十五名

三、出願受付
期日 昭和四十五年十二月一日(火)
昭和四十六年一月

第二十三日(土)
昭和四十六年二月八日(月)
昭和四十六年三月二十三日(火)

四、合格発表

- (1)日時 第一次昭和四十六年二月二日(土)
 - (2)第二次 昭和四十六年三月二十九日(月)
- くわしい事は役場社会係におたづね下さい

税務課だより

十月は町県税三分期の納期となっております。運動会等で出費多端のこと、存じますが月末まで納入下さるようお願い致します。軽自動車の廃車、売買の手続きはお済みでしょうか、お忘れの方は至急手続きを済ませて下さい。タバコは赤池町内のタバコ

店では非買いませよう。 税務課

役場の

有線電話番号

- ◎ 総務課・税務課 44の9番
- ◎ 産業振興課・民生課 44の1番
- ◎ 土木課 44の2番
- ◎ 公民館 44の8番

小峠通行禁止

十一月二十日まで

「パイバス工事」

小竹―赤池線のパイバス工事のため、十一月二十日まで通行禁止します。この通行禁止によって、頼田小竹、飯塚、福岡方面への通行は、直方廻りとなります。この間皆様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、工事にご協力下さいますよう、お願い致します。

今月の衛生行事

| | |
|--------|---|
| 10月 7日 | 生ワク投与 |
| 10月 9日 | 乳児検診 午後1時30分～3時30分まで町公民館で 住民レントゲン検診 日時と場所 |
| 10月12日 | 午前10時～午後3時まで 老人ホーム |
| 10月13日 | 午前10時～午後3時まで 上野保育所 |
| 10月14日 | 午前10時～11時30分まで 大久保サカキ氏宅前 |
| 10月14日 | 午後1時～3時まで 勤木田公民館 |
| 10月15日 | 午前10時～午後3時まで 三区公民館 |
| 10月16日 | 午前10時～11時30分まで 草場公民館 |
| 10月19日 | 午前10時～午後3時まで 役場 |
| 10月20日 | 午前10～11時30分まで 高尾公民館 |
| " | 午後1時～3時まで伏原公民館 |
| 10月21日 | 午前10時～午後3時まで 赤池保育所 |
| 10月22日 | 午前10時～午後3時まで 戸次電気商会横 |

各場所には検診車が配置されますので、時間内に受診されるようお願いします。